

令和4年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年9月29日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画課長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹 事務局長補佐 山本 幸子

1. 議員提出議案の題目

発議第 3 号 隠岐の島町議会基本条例について

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時00分）

（本会議再開宣告 11時00分）

日 程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第 59 号から議第 79 号までの補正予算案、条例関係と契約の締結等 21 件、認定第 1 号から認定第 12 号までの決算認定についての 12 件、及び請願・要望 2 件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 6 番：大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会より報告を申し上げます。

委員会開催日は臨時議会時の 7 月 25 日、定例会開催前の 9 月 9 日、13 日、会期中の 26 日、27 日、28 日と 6 日間開催いたしました。

審査の結果ですが、補正予算・条例の一部改正・工事請負契約は、全て全会一致で「可決すべし」、決算認定は全会一致で「認定すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等について申し上げます。

一般会計補正予算についてです。福祉・介護サービス事業所等の車輛購入費補助金についてですが、福祉・介護サービス事業所等における利用者サービス提供を行うにあたり、老朽化した車輛の計画的な更新を支援する補助金であります。当初予算では4事業所5台を見込んでおりましたが、5事業所7台の申請を受け予算額に不足が生じたため、予算を増額するものであります。委員からは「財源をふるさと応援基金から充当しているが、ふるさと納税での寄付金を物品購入補助に充当するのは不適切ではないか」「なぜ財源を基金から充当したのか」「通常経費でまかなうことができないのか」など、いろいろな意見がありました。執行部からは「ふるさと応援基金条例に基づいて充当したとは思っている。中には使用目的の指定があるものもあれば、ないものもある。目的に反することなく使用はしているつもりだが、寄付者の意向への反映をもう少し徹底していきたいと思う」との回答でございました。委員会では「福祉・介護事業所としては福祉自動車を所有することは当然のことであり、サービスの向上が図られるというものではない。福祉に役立ててもらいたいという寄付者の気持ちを思うなら、意向を実現するための企画を今一度考え、更なるサービス向上のために使うべきである」と指摘しました。

次に令和3年度決算審査についてです。事業全体についてはいろいろと意見もありましたが、特に報告すべき内容はございません。1点だけ、滞納整理について申し上げます。令和3年度の収納率が前年度の実績を上回り、掲げていた目標を達成できたこと、徴収対策の見直しなど努力の成果が出たことに対して、委員会として敬意を表したいと思えます。引き続き、税の公正公平を保つため、収納率の向上にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

所管の調査事項についてです。まず各学校の通学路の安全確保についてです。今回の台風による通学路周辺の倒木など被害が生じた報告から、委員会では、通学路の安全確保においては「防災行政」にも関わることであるので、常日頃からの点検と早めの対応を心がけるよう指摘しました。

次に県立高校施設（隠岐水産高校寄宿舎）整備事業についてです。6月補正で予算化を進めていたが、事業スケジュールを精査したところ設計業務に要する期間が約10ヶ月かかるということから、今年度末に完了しない見込みと判断した。適正な業務期間を以て発注すべきだという考えから予算を繰り越すことに至った。また、完成するまでの令和5年度、6年度の生徒の受け入れ体制であるが、共同下宿を町内の業者と協議しながら確保に努めていると

の説明がありました。委員会では、寄宿舍の設計にかなり時間を要しているようですが、工事期間の生徒受け入れに支障の無いよう心がけるよう指摘をしました。

所管の調査事項は、引き続き調査・研究してまいります。以上、総務教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 7 番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

常任委員会は7月13日、25日、9月6日、13日、26日、27日、28日の計7日間、開催いたしました。付託案件については、別紙資料のとおりです。審査の結果についてですが、付託案件であります11件については、すべて全会一致で「可決すべし」「認定すべし」といたしました。請願第2号及び要望第3号については、全会一致で「採択すべし」とし、継続審査の要望第2号は「不採択（一部採択）すべし」といたしました。

次に審査の経過及び主な意見、指摘事項等について報告をいたします。まずはじめに議第59号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」に関する「飲食業・小売業等事業継続支援特別給付金」2億4,049万4,000円についてですが、町独自の支援策として令和4年4月からの町内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び、島根県からの飲食店の利用制限の要請等の影響により、売り上げが減少している町内の飲食業、小売業等の事業者に対して事業の継続を支援するものであります。

特別給付金の概要は、給付の対象となる7業種207事業者に対して、直近期の総売り上げが給付金支給の基準を満たしていること及び、事業継続の意思があり、町税を滞納していないことなどの給付要件を付して実施するものであります。事業者からの申請受付期間は令和4年10月下旬から12月下旬の間を予定しており、支給開始については申請書類を受領し審査が済み次第、順次給付していくというものである。委員から「コロナの影響等で閉店している事業者に対し、事業継続の意思確認はどのように行うのか」との質疑があり、担当課より「商工会と連携しながら訪問等を行い、事業継続の意思確認をしていく」との説明がありました。

次に「木材乾燥施設更新事業」予算500万円でございます。この事業は、隠岐島木材業製材業協同組合ウッドヒル隠岐に設置している製材乾燥機2機が老朽化したため、県補助を受け更新する事業であります。今年度に入り資材の高騰により乾燥機価格が上昇したため、

当初予算では乾燥機設置工事の入札が不可能となり、補正予算で対応するものであります。

また、事業に対する県補助の上限額が今年度から 1,500 万円となり、当初の補助金額より 589 万 9,000 円の減額が発生したため、必要な財源約 1,090 万円は起債で対応する内容となっております。昨年度から輸入木材価格の高騰（ウッドショック）による国内産木材需要の高まりが見られており、本町でも林業生産施設の基盤整備に関しては早急な対応が必要な状況となっております。

なお令和 3 年度一般会計等の決算認定の審査につきましては、特に報告すべき事項がございませんでしたので、割愛させていただきます。

次に所管の調査事項について報告いたします。はじめに農林業への経営支援と振興策についてですが、コロナ禍の影響による経営の厳しさが続く中で、世界情勢の急変により、燃料や肥料、家畜飼料等の価格が急騰し、本町でも農業経営を取り巻く環境が急激に厳しさを増してきました。議会にも、隠岐の島町農政会議、JA 島根隠岐地区本部から町独自の支援を求める切実な要望が提出されており、委員会では今後の町の支援策等について担当課に質疑を行いました。委員から国や県の支援策の具体的な内容や、町独自の支援規模、支援の対象要件等に関する様々な質問が出されましたが、町独自の具体的な支援内容については検討中であり、11 月の臨時会に農業、林業、畜産業の支援策に関する補正予算を計上する予定との説明がありました。

また、本町の農林業の振興を図るためにも「隠岐の島町農林業振興計画」を策定し、具体的に目に見える形での振興策を推進すべきとの指摘をいたしました。これに対し今後検討していくとの返答でありました。

次に隠岐の島町観光協会の運営等に関する調査についてですが、令和 3 年度の隠岐の島町観光協会の運営状態等について、職員の業務体制や会計処理等について改善を要する点があることから、7 月 13 日に当該観光協会の理事である担当課長から、隠岐の島町観光協会の状況について詳しい説明を求めました。各委員からは、観光協会の定款に記されていない専務職に関する事、組織体制や内部留保とも言える普通預金の使途や管理などについて多岐にわたる質疑があったため、後日改めて確認し報告することとなり、9 月 26 日、再度担当課長より確認事項について説明があり質疑を行いました。委員から、次年度の組織体制に対して「専務職の必要性は無いのではないかと、今後、専務職が役場職員の天下りのポストになるようなことになってはいけない」などの指摘がありました。当該観光協会は本町の観光振興にとって重要な組織であり、(一社)隠岐ジオパーク推進機構との連携強化を図る上でも、適正

な組織体制とすることが必要であります。

次に「西郷港周辺地区整備計画」についてですが、西郷港周辺地区の整備計画を推進していく「アイノマゲート推進協議会」の18名のメンバーとアドバイザー、事務局で構成する組織体制について、担当課より説明を受けました。委員からは「中町地区との連携を図る上で、アイノマゲート推進協議会のメンバーに中町自治会の代表を入れるべきではないか」との意見に対し、「地権者の代表3名がメンバーとして入っており、地区との連携は図れる」との説明がありました。また「町は西郷中町連合会との協議を行っていないのではないか」との指摘に対し、「今後話し合いの場を設け協議をしていきたい」との返答がありましたが、周辺地区の西町、東町、港町地区に対しても整備計画について殆ど話し合いの機会を作っていない状況にあるため、西郷港周辺の自治会との連携を図りながら整備を行うよう委員会として指摘をいたしました。

最後に請願・要望の審査について報告をいたします。ペット用焼却炉の設置と運営を要望する会の代表者より請願のありました「隠岐の島町にペット専用の火葬施設を求める請願」について及び、隠岐の島町農政会議、島根県農業協同組合隠岐地区本部より要望のありました「肥料・飼料等の高騰に係る緊急支援措置に関する要望」については、提出者に委員会出席を求め要望内容の詳細について話を伺い、請願・要望の趣旨内容について共通理解を深め双方とも「採択すべし」といたしました。

また6月定例会で継続審査とした「隠岐の島町商工会会長からの要望」については、再度商工会事務局よりその後の状況等について説明を求めるなど審議を重ね「大型店の出店に対して断固反対していただきたい」「今後、島外資本の大型店の出店に対しては出店を阻止していただきたい」という要望内容に対しては「不採択とすべし」とし、一方「町内事業者に対し、今後も事業継続に向けた支援策の実施について早急に検討いただきたい」という要望内容につきましても「採択すべし」といたしました。要望書の主要部分が大型店の出店に関する要望内容であるとの判断から、この要望に関しては「不採択（一部採択）とすべし」といたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わりますが、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査、研究をしてまいります。以上です。

○議長（池田信博）

次に、広報広聴常任委員長 2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

それでは、広報広聴常任委員会の委員長報告をいたします。

ひとつ、議会だよりの発行についてです。夏号の発行についてでございます。第2回議会定例会閉会後に委員会を開催し、「隠岐の島町議会だより夏号」の編集方針並びに発行日程について協議し、編集作業を進め発行いたしました。委員会開催日は7月11日、15日、19日、22日の4日間開催いたしました。発行日（配布日）8月5日でございます。

ふたつめ、秋号の発行についてでございます。本定例会会期中の9月22日に委員会を開催し、「隠岐の島町議会だより秋号」の編集方針並びに発行の日程について協議いたしました。原稿締め切り日を10月7日（金）午前11時とし、当日午後から第1回編集会議を開催いたします。

引き続き、島根県町村議会議長会「議会広報研修会」についての報告をいたします。令和4年8月25日に、松江市ホテル白鳥にて開催された「市町村議会広報研修会」に委員1名を派遣いたしましたので報告いたします。

14の市町村から議員、事務局員74名が参加し、PRDESIGN JAPAN(ピーアールデザイン ジャパン)株式会社、代表取締役 佐久間智之氏を講師に迎え、議会広報のデザインについての講義と午後からは各市町村が提出した「議会広報誌」の添削が行われました。デザインについての講義は、議会広報誌が議員や議会の為ではなく「住民」の為にあること、全国の広報誌の先進自治体の事例紹介も併せた議会広報誌の役割について講義されました。またユニバーサルデザインフォントを広報誌に用いる重要性についてご指南いただきました、との報告でした。

「隠岐の島町議会だより」におきましても、ユニバーサルデザインフォントを使用する事は、視覚にハンデを持っている人のみならず、老若男女すべての人が読みやすい広報誌になることから、令和4年「夏号第68号」から採用されており、多くの方々により一層親しみやすい議会だよりになるように心がけてまいります。広報広聴常任委員会の方からは、以上でございます。

引き続き、所管の調査事項については、議会閉会後も継続して調査研究いたします。

○議長（池田信博）

次に、議会基本条例策定特別委員長 11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

議会基本条例策定特別委員会の委員長報告をいたします。

本特別委員会は令和3年6月定例会において設置が議決されました。特別委員会は6名の

議員が委員となり、これまで34回の委員会を開催し議会基本条例の調査研究と策定作業等を行ってまいりました。条例を策定するにあたって、令和3年11月16日に北海道栗山町議会、議会基本条例策定時の事務局長であった中尾修氏を講師としてお招きし、議会基本条例に関する基本的な考えや、条例作成の知識を深めるために議員全員参加の研修を行いました。研修会では議決責任がある機関として何をすべきか、住民に必要とされる議会になるために何をすべきか、さらに、議会基本条例の大きな柱は「議員間の自由討議」と「議会報告会」であることを学びました。また、条例作成にあたっては、住民への周知は勿論、特別委員会以外の議員に対して情報発信を行い、情報共有することの重要性も学びました。

その後、「議会だより」において、議会基本条例の趣旨及び研修内容について、町民の皆様には発信し、さらに町民の議会に対する思いや評価の把握と議会基本条例にどう反映させていくかを調査するため、議会に対する町民アンケートを実施しアンケート結果もお伝えいたしました。

条例の策定に向けて、まずは先進地とされている6自治体の議会基本条例を参考にし、基本条例の大まかな流れと条例項目の比較を行いました。またアンケート結果を踏まえ、議会基本条例にどうつなげていくか、必要な項目などについて協議を行い文章内容についても議論を行いました。

その中で議会の役割、住民との関係性等について現状を検証し「町民から必要とされる議会、町民から信頼される議会」を大きな目標とし、目標を達成するためには「開かれた議会、(公正性、透明性、信頼性)町民参加の議会」を目指すべきとの結論に至りました。

開かれた議会の実現に向け、まず「公正性」としては議員間の自由討議を盛り込み、賛成や反対の一方的な主張だけで終始するのではなく議員同士が十分に討議し、考慮されるべきポイントを多角的に分析し、合意形成し、決定に至るプロセスが重要であるとの視点で協議を行いました。「透明性」としては、委員会審査の積極的な公開を盛り込み、委員会等ではより深く議論が交わされることが多く、住民にとっては議決に至るまでのプロセスがより分かりやすくなり開かれた議会を実現するため、公開を進めていく必要があるとの視点で協議を行いました。「信頼性」としては、政治倫理を盛り込み、政治家の行動規範を定め、それを住民に公開することで信頼関係の構築を目指すという視点で協議を行いました。

次に「町民参加の議会」の実現に向けては、請願者、陳情者からの意見聴取、住民との懇談会、議会モニター制度、政策サポーター制度を盛り込み、議会と住民と関係の構築を進めるよう協議を行いました。また議員間での情報共有や意見交換を行うため、3回の全員協議

会を開催し、多くの議員から質問やご意見、指摘を頂き特別委員会でさらに慎重審議を重ねてまいりました。これらを踏まえ、最終的に隠岐の島町議会基本条例の中身は前文及び 11 章、22 条の構成となりました。

議会基本条例は策定することが目的ではなく、議会が条例を適切に運用していくことで初めて目的が達成されるものであります。最後に各議員の見解を全て反映した条例ではないと考えますが、議会基本条例の目的である、町民の負託に応え必要とされる議会、信頼される議会の実現を目指すという思いを込め条例の策定をいたしましたことを申し上げ、議会基本条例策定特別委員会の最終報告といたします。

なお、9月15日に議長に「報告書」を提出したことをあわせて報告させていただきます。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 59 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から、認定第 12 号「令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 35 件、並びに本日の議事日程第 1 で行いました「委員長報告」について一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案及に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まずはじめに、町長提出議案の議第 59 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3

号) 」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 59 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 60 号「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」から議第 67 号「令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)」までの 8 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 60 号から議第 67 号までの 8 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 68 号「隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 74 号「隠岐の島町クリーンセンター設置及び管理条例を廃止する条例」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 68 号から議第 74 号までの 7 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 75 号「工事請負契約の締結について〔3 災 1900 号町道油井 21 号線①道路災害復旧工事〕」、議第 76 号「工事請負契約の締結について〔五箇中学校受電設備更新・特別教室空調設備工事〕」及び議第 78 号「工事請負契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区)ケーソン製作工事〕」、並びに第 79 号「工事請負契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕」の 4 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第75号、議第76号、及び議第78号並びに議第79号の4件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第77号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」に採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第77号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第3号及び諮問第4号の「隠岐の島町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第3号及び諮問第4号の2件は、お手元に配付しました意見のとおり「可」と答申」することに決定しました。

次に、認定第1号「令和3年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第12号「令和3年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの12を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第1号から認定第12号までの12件は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、要望第2号「町内事業者の事業継続に向けた支援策の実施について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「不採択（一部採択）」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第2号は委員長報告のとおり「不採択（一部採択）」することに決定しました。

次に、要望第3号「肥料・飼料等高騰に係る緊急支援措置に関する要望」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第3号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、請願第2号「隠岐の島町にペット専用の火葬施設を求める請願について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり1件の議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしておりますので議題といたします。

それでは、発議第3号「隠岐の島町議会基本条例について」を行います。

「提案理由の説明」を行います。

提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

〇9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、発議第3号「隠岐の島町議会基本条例」について提案理由の説明を行います。

この議会基本条例は、町民の代表機関である議会が真の地方自治を実現するため、町長と町民にどのように向き合い、議会運営及び議員活動を行うべきかという基本的な事項を定めるものであります。ここで議案提出に至る経緯を申し上げます。

令和3年6月定例会で議員6名からなる「議会基本条例策定特別委員会」が設置されました。本特別委員会は、現在まで延べ34回に亘り会議を開き、その間、議員対象の研修会、議会に対するアンケートを実施するなど、議会基本条例策定に向け検討を行ってまいりました。

今回提出した条例の内容は、これらの結果を基に作成したものであります。以上が議案提出に至る経緯であります。

次に、提出議案の概要について申し述べます。本条例は前文、本文22条及び附則で構成されています。前文では議会基本条例制定の背景と趣旨を謳っております。本文のうち、特筆すべき主な点を申し上げます。第1条では、基本条例の目的を明確にすることで、議会及び議員の基本的な事項を明文化し、まちづくりと住民福祉に寄与する議会の目的を規定しております。第2条では、本条例は隠岐の島町議会の最上位の条例であることを規定しています。第3条では、議会の活動原則を明記し、住民から信頼される議会運営を目指すことを定めています。第4条では、委員会の運営は、公正・透明性を心がけ町民に分かりやすい審査に努めることを定めています。第5条では、議決に対する責任を明記し、住民説明の責務を定めています。第6条では、大規模災害などの非常時における議会機能と議会の対応を定めています。第7条では、議員間の自由闊達な^{じゅうかつたつ}討議の推進と町民の福祉向上のため、議員自らの能力・資質の向上に努めることを定めています。第10条では、議会の有する情報の発信、町民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会と住民とが連携を図ることを定めています。

また5項では、町民参加及び町民との連携の一つとして、住民との懇談会を実施することを明文化しています。第12条では、緊張感の保持と審議の論点の明確化を目的とした「一問一答方式」の導入及び町長等から議員に対して質問の趣旨を確認するための発言を確保しています。第15条では、議会は議員による討論の場であるとの原則から、本会議、委員会での議員の自由討議を中心に行うことを定めています。また本会議において、審議結果を採決する場合は、自由討議により多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努めることを定めています。第16条では、「議会モニター制度」について、第17条では、「政策サポーター制度」について規定しており、住民参加と政策形成、政策立案機能について定めています。第20条では議員定数について、第21条では議員報酬について規定しており、いずれ

も現状課題や将来展望、町民の意見などを参考にしながら、十分考慮するものと定めております。第22条では、本条例施行後の見直し手続きについて定めております。

以上が提出議案の概要ではありますが、この議案が議決いただいた時には令和5年1月1日から施行する予定となっております。議員のみなさまにおかれましては、議会基本条例の制定にご賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の議会が新しい条例のもと、町民に必要とされる議会、信頼される議会となることを期待しつつ提案説明とさせていただきます。なお条例案については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行いません。

発議第3号について討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

発議第3号「隠岐の島町議会基本条例」制定に対して、私は住民参画による内容修正を希望し、反対討論をさせていただきます。私は町民のみなさんから必要とされ、信頼される議会を目指すのであれば、この条例案をまず住民のみなさんに直接お知らせする必要があると思います。なぜならば、この条例案の内容には私たちの議員の規範だけでなく、議会活性化の推進や議決事項など住民のみなさんのご理解やご協力を得る内容が含まれているからでございます。

私は8月に開催された全員協議会で、「条例の制定を急ぎすぎているので時期を延ばしたらどうですか」と質問をさせていただきました。ですが委員会からの検討報告では、条例の目的に寄与できる内容であること、また来年の5月には議会体制の変更があり混乱すること、そして新年度予算の要求時期までには条例化が必要であるとのことでした。

わたしは議会基本条例の制定にあたり、これまで研修会や全員協議会を開催する中で、こ

の条例の意義や策定することの必要性を理解をいたしております。ですが、条例策定のプロセスに住民のみなさんが参加していない一方通行の条例策定には納得がいきません。私はこれまでも申しておりますが、まず制定前に「やってみる」必要があると思います。住民のみなさんから広くご意見やご提案をいただくために説明会を開催し、みなさんの意見を拝聴しながら内容の追加修正を行ってまいります。この実践を繰り返すことで、町民のみなさんの意思を反映した条例が完成するとともに、開かれた議会が構築されるのではないかと考えています。

また中尾修氏を招いた講演会の報告で、委員長は「住民参加」、「情報発信」、「情報共有の重要性」を学んだとおっしゃっておられましたが、私はこの現状に違和感を感じています。今定例会終了後に議会内容を報告する予定で、試行的に「議会報告会」を開催したいとありましたが、住民の皆さんへの説明を尽くさず制定ありきで、後に説明するのでは順序が逆転していると私は思います。町民の皆さんにとって、身近な議会になるためにも住民参画による内容修正を希望し、反対討論とさせていただきます。

○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野 牧子）

それでは発議第3号「隠岐の島町議会基本条例」について賛成討論をいたします。

私は議員になるまで、議会が何をどんな話し合いをしているのかも興味すらありませんでした。知人が選挙に出ていました。理念や政策なども聞かず、知人だから投票していたのだと今になって思います。実際私が住民の方々のお気持ちを届ける決意で選挙に臨み、結果、住民の方々に選んでいただき議員になることができましたが、その方々のお気持ちに添えているのか、実際に行われている町の政策について周知活動も不十分ではないのかなと思っています。

私はこの議会基本条例策定特別定委員会に所属させていただきました。その中で行った「住民アンケート」での、住民の方々のご意見が全てだと感じます。議員個人は皆、個々に活動はされていても、議会では何をやっているのか分かりにくい。こういったご意見は以前私が感じていた気持ちと変わりありませんでした。

議会基本条例策定をすることで、議会活動は公正かつ透明性を重んじた開かれた議会であることの表明であり、住民から信託を受けている機関である議会が住民の声に応え、町政発展に貢献する、住民の方々から信頼される議会になると思われることから、私は議会基本条

例策定に賛成いたします。

議員の皆様方にも、ご賛同いただきますよう宜しくお願いいたします。

○議長（池田信博）

次に、原案に反対者の発言を許します。

12番：前田芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

発議第3号「隠岐の島町議会基本条例制定案」に対して反対討論を行います。

私は、今回の議会基本条例制定案について反対をいたします。議員全員が拘束をされる議会基本条例のような議員提出議案は全会一致が望ましく、全議員での審議が尽され、そして全議員が条文の細部に至るまで理解をし、大多数の合意が形成されていなければなりません。現段階ではそこまでには至っておりません。条例策定特別委員会の委員以外の議員は蚊帳の外に置かれてきたようであり、多数決原理で採決・制定しようと考えていたのなら間違っています。この段階での発議は安直で拙速すぎます。

将来に禍根を残す可能性もあるので、以下に問題点の一部を述べまして、反対理由といたします。

まず一つ目「なぜこれほど制定を急ぐ必要があるのか」と意見を呈しましたところ、「来年5月に議長選挙があり議会内の人的構成が変わって混乱が予想されるから、今だ」という説明でありましたが全く理由にはなりません。議長選挙があつて議会内の役職構成が変わっても議会は続いていくのであります。基本条例の制定は重大なことでありますので、およそ半数の議員だけで審議をしている状況はとても受容できるものではありません。

二つ目、6人の条例策定特別委員会を多数回重ねてこれでいいとしていますが、委員会以外の議員のうちの多数が条文の問題点に対する危惧の念をまだ拭いされてはいません。8月1日・8月24日・9月9日に委員会以外の議員に意見聴取の機会が3回あったのみで、条文の細部や附属規定の理解にまでは至っておりません。しかも意見は言わせたがほとんど取り上げられておりません。9月9日に最終意見を文書で提出するよう求められ、9月16日の返答書では、軽微な一部分の変更取り上げはあつたにしましても、返答のなかった項目もあり、疑問点に答え切れてはおりませんでした。なぜ公正明大に全議員で審議を尽さないのでしょうか。

三点目「議会報告会」について、条例施行を令和5年1月1日としております。そして、令和4年9月定例会後に決算承認に関する「議会報告会」を試行的に開催する予定との説明

でありましたが、開催根拠に欠けるので開催するなら条例制定・施行後にすべきことではないか。一方通行的な報告のみではすぐに飽きられてしまう。住民は要望と苦情を言いたいのであって、要望を聞いて執行部に指摘をすとか、住民が求めるところをはきちがえると長続きはできない。地方自治法第6章議会第2節権限で議会の職責領域が規定されており、第7章では執行機関が行う領域が示されています。この職責領域区分を基本条例に明示をし、住民に説明をして議会の職責を理解してもらう必要がある。「議会報告会」なるものは実施する場合には執行部と同様ではなく自治法区分を踏まえて工夫しなければならないがと、9月9日に意見を呈しましたところ、9月16日の返答では「広報広聴委員会で判断してもらう。住民との懇談会に変更をする」としていますが、住民から代理権限を負託されて個別独自に職責権限を持つ議員を強制的に動員して、同一集团的行動を強要することは無理があります。

四点目「議会モニター制度」「議会サポーター制度」についてでございます。報酬を「非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づくものとする」と議員と同列にするのは間違いです。北海道栗山町は報酬を「無償」としています。モニターやサポーターの制度さえ設けていない前例自治体もあります。「農業委員、教育委員等も非常勤特別職の報酬で対応しているから」と言いますが、これらは法令で自治体に設置義務のある職種であり、モニターやサポーターとは立ち位置が違います。同一視するべきではなく、報酬は無償で交通費のみにすべきだと思います。議会議員は自治体の最高の意思決定権者であると規定されていますので、議員が自らものごとを決めかねるから外部要員の意見を聞いて決めるとなるとは、議会の上に上部議会を置くようなことにもなりかねません。議員はいったい何なのか、これでは議員は不要ではないかと自己否定をするようなことにもなりかねません。

住民から代理権限の負託もされていないモニターやサポーターに自治体の意思を左右させることは大きな間違いだと思います。長い過去において議会がものごとを決められなかったことは一度も無く、モニター制度やサポーター制度は必要がありません。沖縄県与那原町議会は両制度を設けていません。こういうところもあります。学識経験者及び参考人の意見を聞く必要があるときには、地方自治法にも規定はありまして、その都度、依頼すればこと足りるはずでございます。

また、モニターを公募で選定するとしていますが、恣意的な偏向が発生するのではないかと恐れ危険な側面があります。「議会モニター、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。」とは間違っています。議長は公正中立な立場にありまして、単独で規則的なことを決めてはなりません。想定される部分は議員全員で予め決めておくべきことでありま

す。誰がどの機関でどのように定めるのか条文に明記しておくべきであり、非常に不完全であると思います。

予算提案権も行政執行権も持たない議会が執行部と同様な政策立案をして、これを実行しろというところには無理があります。せめて提案をすることは当然できますが、その提案する政策を議会自らが立案できずに外部要員機関を議会に常設することは自己否定そのものであると思います。議会議員が外部要員の機関を常設して、助言を受けなければ提案する政策を立案できないのかとなれば疑問があります。

次に「政治倫理・審査の請求」について申し上げます。

栗山町は「政治倫理違反事案で審査の請求をした者は審査会の一員にはなれない。」となっていますが、本町の規則案には明記されていません。公正性が欠けると思います。「5人以上の連名で審査請求をする」、とは、特定外部の者から要求されて5人が徒党を組んで他の議員を攻撃するような事態にもなりかねないのです。これも「審査の請求をした者は審査会の一員にはなれない」と明記しておかないことには不必要な混乱を招きかねません。他の自治体の基本条例の前例では5人もの連名で政治倫理条文違反の審査請求をする規定は、私の見たところでは見当たりませんでした。議会内での秩序と品位の保持では、自治法は第131条から第135条までで規定しています。公務員法でも司法罰への対処は規定されています。政治倫理は、沖縄県与那原町議会基本条例のように、議員各人が常識的にわきまえておくべき範囲までの記載に留めておくべきことだと思います。司法権の無い議会が議会外での事柄に何処までも及ぶことはできないと思います。地方自治法・地方公務員法などの法を超越した定め事には無理があると思います。諸法に照らしてもっとよく審議をする必要があると思います。

9月16日の返答では「規則には明記しないが、審査申請者は審査委員会に入るべきでは無いと考えるので、申し合わせ事項としてお伝えします。」となっていました。基本条例は定め事の明文化が大前提であります。議員全員が拘束される重要な部分が口約束のような曖昧な扱いであってはなりません。明文化しておくべきであります。

最後になりますけれども、手本とした「北海道栗山町議会基本条例」についてでございます。既に条例制定をした自治体の大多数の基本条例は、栗山町の条例を手本にして何処も大同小異で似ているように思います。そうならざるを得ないのかとは推測がされます。ここへ来まして、栗山町議会基本条例の問題点を指摘する自治法専門の法学者も現れています。氏が言うにはですね、「重大な問題は、市民自治の蓄積と充実の段階に至っていることを誤って

はならず、『自治基本条例の制定』という市民自治社会への重大な節目な時を、無意味な流行現象にしていることは憂慮すべき重大な事態である。日時が経過すれば一過性の流行で終わり、忘れ去られてしまうであろう。栗山町の議会基本条例の作り方が良いモデルのように流行するのは異常である。それを推奨するが如き言説は誤りである。『最高規範条例』を創出するのに現在のような安直なやり方で制定できる筈が無いではないか。少しは真面目に真剣に考えるべきことである」と指摘しています。一步立ち止まって全議員でよくよく審議を尽くすべきであると思います。

全国町村議会議長会発行の「議員必携」、隠岐の島町議会会議規則、委員会条例、傍聴規則、地方自治法、地方公務員法などで地方議会の運営は熟成している感がありますので、これらを網羅した上で独特の良い部分を付加して明文化すればよいのではないかと思います。

全国の町村議会で48%がまだ制定していないという説明が8月1日にありましたが、「なぜすぐに制定しないのか、何が原因なのかを聞かせて貰いたい」と9月9日に意見書を提出していたが、9月16日の返答では全く回答はありませんでした。全国の地方自治体の48%がまだ制定していないというところには、参考にするべき大きな要因があるはずでございまして、これをよく調査して審議する必要があります。拙速に制定する必要性はないのです。

栗山町議会の元事務局長が講師で来町した時に、「条例制定後に議員のなり手が増えたとか、地域振興に繋がるような効果が出ましたか」と質問しましたが、「その辺の効果は出ていません」という返答が強く印象に残っています。その後、栗山町では議員定数も12人から11人に減員され、過疎も進んでいるといいます。また議会基本条例を制定したが、さしたる効果も見ずになおざりになっている地方議会も発生しているとも聞きます。つまり良い効果が絶大なら何処の地方議会もすぐに制定・実行しようとなるが、簡単なことではないことが推測できます。拙速にことを運ばず、全員での審議を深める必要があると思います。

重ねて申し上げますけれども、今回の議会基本条例制定案は全議員による審議が尽されておらず、安直に拙速すぎて納得と合意形成には至っておりません。一部の議員だけではなく全議員でもっとよく細部まで審議をするべきであり、問題点も多く未完成の案であると思われることをもちまして、私は反対をいたします。

議員各位の深い思慮とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番：大江寿議員

○6番（大江 寿）

発議第3号「隠岐の島町議会基本条例」策定に賛成いたします

今回の議会基本条例策定の趣旨は、「開かれた議会」、「議会の透明化」であると私は考えます。当初に委員会で発送した、議会に対する「住民アンケート」で住民が我々議会をどう見ているのか、回答結果や自由意見により、ある程度分かったはずですが。

我々が今やらなければならないこと、そしてこれからやっていくべきこと、議員として当たり前前かがのことが条例化されず住民や有権者に伝わっていないことは、これからの時代には通用しないと私は考えます。

聡明な議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（池田 信博）

次に、反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番：村上 謙武 議員

○7番（村上 謙武）

それでは、隠岐の島町議会基本条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

賛成する主な理由は、議会基本条例には議会と議員が果たすべき使命や責務についての基本的な内容が規定されており、特に町民との関係においては町民の代表機関である議員が、町民に対して果たすべき内容が規定されており、本町議会にとってのこれからの議会運営方針のよりどころとなるのであると認識をしております。また、議員の政治倫理の規定に関しては議員個人の政治信条の自由を制約する規定ではないことは、規定内容をみれば明らかであります。政治倫理の規定は、町議員が当然に守るべき政治的基本ルールを規定したものであるということが理解できると考えております。またこの規定は、議員に対する懲罰を目的とした規定ではなく、議会の自立性の尊重と議員が社会倫理を遵守すべきことを目的としていることも理解できると思っております。議会基本条例策定委員でない議員のみなさまが条例案の策定過程において感じる疎外感や議員個人の基本条例に対する考えが条例に反映されないことへの不満感をもってしまうことは、至極当然のことだと理解をしております。そのことを踏まえた上で、条例の内容に問題があるとの理由で条例制定に反対することは当然のことではありますが、一方で条例策定の過程での共通理解が足りない、また協議の時間が足

りない、あるいは全議員の考えが反映されていないなどの理由で条例制定への議会上程に反対することは議会基本条例策定特別委員会を設置し、その委員会において条例案の策定作業を行うという議会運営上の基本的な考え方にいささか逸脱した視点での反対の意思表示ではないかという思いをもっているところでございます。

今回の条例策定にあたっては、1年3か月という時間をかけ、34回の委員会を開催し十分な審議を重ねた上での策定された条例案でございます。それをもって、議会上程をしたところでもあります。議会基本条例は毎年1回、条例の目的が達成されているかについて評価を行うことが規定されており、常に条例内容の見直しを前提とした視点で策定された条例であることを認識すれば、条例策定後に全ての議員の考えや意見、そして町民の多様な意見を反映できる可能性が十分あるということも理解できると考えております。

以上のような理由で、私は本定例会での議会基本条例の制定に賛成するものであります。

議員のみなさまには、何とぞご理解いただき、条例制定にご賛同いただきますようお願い存じます。以上です。

○議長（池田信博）

次に、反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番：菊地政文 議員

○8番（菊地政文）

私は発議第3号「隠岐の島町議会基本条例の制定」について賛成の立場で討論を行います。

まず議会基本条例の重要性についてであります。皆様ご存じのとおり議会は複数の構成員からなる合議制の機関であり、その中で2つの重要な役割を担っております。まずはチェック機関であること、予算や条例など我々議会が決定した内容について執行機関である行政がしっかりと行っているかを決定機関としてチェックすることです。そしてもう一つ重要なのが、意思決定をする機関であることです。

我々町議会は単なる町民の代表でなく、町民から権利と責任を与えられ任されています。その議会が意思決定する場であるならば町民も参加するべきです。議論をして決定したことを町民に報告しないといけません。さらに町民との対話も必要です。加えて合議制の機関である以上、意思決定をする過程で構成員である議員の議論が絶対必要です。

しかし、議会に対する「住民アンケート」の結果では議会に対する評価は低く、議会への信頼や必要性についても厳しいご意見が多くありました。住民に必要とされる議会になるための方法として、このたびの議会基本条例は非常に重要であると考えます。

次に条例の内容についてですが、先ほども述べたように議会のチェック機能と意思決定をすることはとても重要であり、そういった観点から見ても議決の重さやチェック項目などの明文化や、町民にとって議会がどういった視点でチェックするのかなどが理解されやすくなっています。さらに意思決定するための住民参加、議員間討議、懇談会などについても定められており、議会基本条例の目的にもあるように町民から信頼され必要とされる議会に向け進んでいける内容となっていると考えます。

以上のことから、発議されました議会基本条例の制定について賛成いたします。

最後に各議員の皆様のご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（池田信博）

次に、反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成者の発言を許します。

14番：高宮陽一 議員

○14番（高宮陽一）

私は発議3号「議会基本条例の制定」について、賛成の立場で討論いたします。

私自身、本条例の特別委員会委員であります。この度の議会基本条例の制定は私個人的にも、また本町議会にとっても十年来、長年の課題でありました。

委員長報告にもありましたように昨年6月の定例会以降、安部委員長を中心に「住民アンケート」を実施するとともに34回の委員会開催し、3回の議員全体での意見交換、そして1年3か月にわたり調査研究を重ね、ようやく成案が策定されたものであります。

議員それぞれの考えがあることはごく当たり前のことであり、これを否定するものではございませんが、少なくとも二元代表制の選挙で選ばれた町長と私たち議員が真に議論をかさね、町執行部と議会が緊張感をもって地方自治の根幹である住民福祉の向上、並びに町政の発展に寄与するため、共に取り組むことが最も大切であると考えております。

この度の議会基本条例は、それらを盛り込んだ最低限の本町議会のルールを定めたものであり、これを契機に更に議会改革に取り組む“第一歩”となるものと信じています。町民の

負託に応えるためには、「まず、^{かい}隗より始めよ」ということわざもあるように、我々議会が本条例を制定し活動を展開する、このことが町民の負託に応えることだと思えます。

以上の理由から、私は議会基本条例の制定に賛成の立場で討論させていただきました。

議員各位の真摯な考えの中で賛同いただきますように、よろしく願いいたしまして賛成討論を終わります。

○議長（池田信博）

他に、討論はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

次に「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立「多数」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和4年第3回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 1 2 時 2 2 分)

以 下 余 白